### 【議事事項】 書面開催について

新型コロナウィルス感染症対策として、協議会構成員の一堂に会して開催することを控え、「西大阪地域水防災連絡協議会規約」第6条第6項により、協議会構成員に書面開催の同意を求めます。

### (協議会規約)

#### 第6条

6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

会議等議事録						
件	名	西大阪地域水防災連絡協議会 第 2 回行政 WG(書面開催)				
В	日 時 令和 2 年 12 月 15 日 (火)					
7 = <del>\</del>	<b>±1</b>					

#### 【議事】

- 1. 防災・減災に関する取組の進捗状況について
  - ・各組織の目標達成のための概ね5年間の取組の進捗状況について報告。
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進について情報提供。
  - 洪水浸水想定区域図等の取り扱いと公表状況について情報提供。
- 2. タイムラインについて
  - ・神崎川流域洪水タイムラインの総括表について意見照会。
  - コミュニティタイムライン支援ツールの活用について情報提供。
- 3. その他
  - ・ 令和 2 年台風第 10 号を踏まえた今後の台風等の水害リスクへの対応について情報提供。

以上、1~3を行政 WG 構成員に確認いただきました。

	会議等議事録				
件 名	西大阪地域水防災連絡協議会 第 1 回行政 WG				
日時	令和3年4月26日(月) 14:00~15:45				
場所	西大阪治水事務所 1 階 会議室				
出席者	別添 出席者名簿のとおり				

### 【議事】

- 1. 協議会規約改正について
  - 協議会規約改正箇所を説明。(説明者: 两大阪治水事務所)
- 2. 防災・減災に関する取組の進捗状況について
  - 各組織の目標達成のための概ね5年間の取組の進捗状況について説明。

(説明者:西大阪治水事務所)

• 各市の防災・減災に関する取組の進捗状況を紹介。

(説明者:大阪市危機管理室、豊中市危機管理課)

- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進について説明。(説明者:大阪府河川室)
- 3. 令和3年度 大阪府水防計画の改定について
  - 大阪府水防計画の改定概要を説明。(説明者: 大阪府事業管理室)
- 4. 河川砂防施設の整備及び維持管理等について
  - 西大阪治水事務所及び寝屋川水系改修工営所の予定事業を紹介。

(説明者:西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所)

• 西大阪治水事務所及び寝屋川水系改修工営所の令和 2 年度河川巡視点検結果を紹介。

(説明者: 两大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所)

・流域治水プロジェクトについて説明。(説明者:大阪府河川室)

- 5. タイムラインについて
  - ・神崎川流域洪水タイムラインの策定スケジュールについて説明。(説明者: 西大阪治水事務所)
  - コミュニティタイムラインの展開について説明。(説明者:大阪府河川室)
- 6. 防災情報提供について
  - 災害対策基本法の一部改正について説明。(説明者:大阪府危機管理室、西大阪治水事務所)
  - 気象庁ホームページの改善、キキクル(危険度分布)の周知の取組を紹介。

(説明者:大阪管区気象台)

- 7. 協議会のスケジュール案および開催方法について
  - ・令和3年度に協議会で検討すべき項目と会議の開催スケジュールについて説明。

(説明者:大阪府事業管理室)

・コロナ禍における対面での会議実施は困難なことから、5月に開催予定の本協議会について、 書面開催を提案。(説明者:西大阪治水事務所)

以上、1~7を行政 WG で説明、紹介し確認いただきました。

#### 西大阪地域水防災連絡協議会規約 改正(案)

#### (名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

#### (目的)

- 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、 「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取 組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波など に際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化 を図り災害の被害軽減に資する。
  - 2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で 防災・減災対策に取組む地域とする。

#### (組 織)

- 第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。
  - 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ(以下「行政WG」という。)を 設置するものとする。
  - 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。
  - 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

#### (協議会での連絡協議事項)

- 第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。
  - (1)「西大阪地域」における防災・減災対策の取組に関すること
  - (2)情報連絡系統の整備
  - (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
  - (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
  - (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
  - (6) 西大阪地域に関する雨量、水位等の情報伝達
  - (7) その他

#### (行政WGでの検討事項)

- 第5条 行政WGは、前項(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容に ついて検討等を行うものとする。
  - (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
  - (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
  - (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の 作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

#### (協議会)

- 第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
  - 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
  - 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する 構成員が会議の議長となる。
  - 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
  - 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

#### (行政WG)

- 第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。
  - 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
  - 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、 調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
  - 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の 職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

#### (オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び 行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
  - 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

#### (会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
  - 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

#### (協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

#### (構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

#### (事 務 局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

#### (委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

#### (付 則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年 6月29日 一部改正
- 3 平成16年 6月18日 一部改正
- 4 平成19年 6月29日 一部改正
- 5 平成20年 6月27日 一部改正
- 6 平成21年 6月23日 一部改正
- 7 平成22年 6月24日 一部改正
- 8 平成23年 6月24日 一部改正
- 9 平成24年 7月 2日 一部改正
- 9 平成之4年 7月 2日 一部以正
- 10 平成25年 7月16日 一部改正 11 平成26年 7月 8日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年 5月31日 一部改正
- 14 令和 元年 5月28日 一部改正
- 15 令和 2年 5月29日 一部改正
- 16 令和 3年 0月00日 一部改正

#### (別表1)

#### (自治体)

大阪府知事

大阪市長

豊中市長

吹田市長

#### (自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長

大阪府寝屋川水系改修工営所長

大阪府危機管理室災害対策課長

大阪市危機管理室防災計画担当課長

大阪市建設局企画部河川課長

大阪市建設局企画部工務課長

大阪市港湾局計画整備部防災 • 海上保全担当課長

大阪港湾局計画整備部防災•海上保全担当課長

#### (水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長

淀川左岸水防事務組合事務局長

大和川右岸水防事務組合事務局長

#### (国関係)

淀川河川事務所長

大阪管区気象台長

大阪海上保安監部警備救難課長

#### (警察機関)

大阪府警察本部警備部警備課長 警備第二課長

大阪府此花警察署長

大阪府西警察署長

大阪府大正警察署長

大阪府西淀川警察署長

大阪府住之江警察署長

大阪府西成警察署長

大阪府港警察署長

大阪府淀川警察署長

大阪府東淀川警察署長

大阪府大阪水上警察署長

#### (消防機関)

大阪市消防局警防部計画情報担当課長

#### (占用事業者)

西日本電信電話株式会社 大阪支店災害対策室長 大阪支店災害対策室 次長 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー大阪導管部導管計画チームマネージャー 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北総務部 コミュニケーション統括グルー プ チーフマネジャー

#### (運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長

阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長

阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長

京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長

近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長

中之島高速鉄道株式会社 管理部長

大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全推進部安全推進課長

#### (別表2)

#### (自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長

大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長

大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長

大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事

大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事

大阪府危機管理室 災害対策課 参事

大阪市危機管理室防災計画担当課長

大阪市建設局企画部河川課長

大阪市建設局企画部工務課長

大阪市港湾局計画整備部防災 • 海上保全担当課長

大阪港湾局計画整備部防災•海上保全担当課長

豊中市危機管理監

豊中市都市基盤部長

吹田市危機管理室長

吹田市下水道部長

#### (国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官

大阪管区気象台 気象防災部気象防災情報調整官

#### (水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長

淀川左岸水防事務組合防潮課長

大和川右岸水防事務組合総務課長

別図1、別図2 の2葉は省略。

## 西大阪地域水防災連絡協議会規約 新旧対照表

IB
(別表 1)
(自治体関係)
大阪市港湾局計画整備部防災•海上保全担当課長
(警察機関)
大阪府警察本部警備部警備課長
(占用事業者)
西日本電信電話株式会社 大阪支店 災害対策室長
(別表 2)
(自治体関係)
大阪市港湾局計画整備部防災•海上保全担当課長

具体	めな取組の柱			
1	事 項 具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
(1)	・ )円滑かつ迅速な避難のための取			
(	①情報伝達、避難計画等に関する	5事項		
ı	洪水時における河川管理者からの 情報提供等(ホットラインの構 築)	・2017年6月から洪水予報河川である神崎川(安威川)のホットラインを実施。	寝屋川、神崎川、安威川の ホットライン構築済	寝屋川、神崎川、安威川の ホットライン構築済
ı		・その他、水位設定している河川及び危機管理型水位計を設置する河川について、引き続き ホットラインの構築を目指す。		池田・茨木土木事務所管内の河川においてホットライン構築済
	高潮時における海岸管理者等からの情報提供等	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に水位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定のうえ沿岸市町と高潮時における避難情報発令基準等を構築する。	8月に高潮浸水想定区域図を 公表、水位周知海岸と高潮 特別警戒水位についても設定 し流域市では水防計画に位置 付け運用を開始	公表後、沿岸市とホットライン
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・平成30年夏の試行版完成を目標にタイムラインの作成を行う(寝屋川流域) ・試行版に引き続き、多機関連携型タイムラインを作成。	広域タイムライン策定のための 手引きを作成済み。安威川流 域・寝屋川流域の試行版作 成済み。 神崎川流域は事務局案につ いて、意見照会を実施。	
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。	用実績の振り返りを実施。 神崎川流域の想定最大浸水区 域図を公表。 一部市では避難勧告等の判断・	寝屋川流域広域タイムラインの運用実績の振り返りを実施。 神崎川流域の想定最大浸水区域図を公表。 一部市では避難勧告等の判断・ 伝達マニュアルで設定。
ı	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府市の行政間で構築した神崎川のタイムラインを策定済み。 ・その他、水位設定をしている河川について、引続き、タイムラインの構築をめざす。		神崎川、寝屋川流域の避難 勧告型タイムライン構築済み
ı	【市域·町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・市域における、市町村、警察、消防など関係機関と多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。	定のための手引きを作成済み。安	2018年に市町村タイムライン策 定のための手引きを作成済み。安 威川流域において一部の市では 作成済み。
ı		【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	一部市では避難勧告等の判断・ 伝達マニュアルで設定。 他市も避難勧告発令基準につい て、見直し実施中。	一部市では避難勧告等の判断・ 伝達マニュアルで設定。 他市も避難勧告発令基準につい て、見直し実施中。
	断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	【タイムラインの作成】 ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	流域市では、タイムラインの作成方	パンフレット作成・HP掲載。
		【タイムラインの活用と <b>PDCA</b> サイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。		パンフレット作成・HP掲載。 神崎川流域合同防災訓練(豊

具体	めな取組の柱			
	具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン) 【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域(複数の市を跨ぐ流域)の多機関連携型タイムラインを作成する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	を実施。 高潮災害に係る広域避難勉	
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する。	大阪沿岸(泉州)高潮タイムライン策定WGの情報共有等を実施。 高潮災害に係る広域避難勉強会(大阪府・堺市)を実施。	イン策定WGの情報共有等を実施。
	【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に 潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域単位の多機関連携型タイムラ インを作成する。	沿岸市町や防災機関が参画する 大阪湾沿岸(泉州)高潮タイム ライン策定WGを実施 高潮災害に係る広域避難勉強会 (大阪府・堺市)を実施	
		【避難勧告等タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	一部市では避難勧告等の判断・ 伝達マニュアルで設定。	高潮災害に係る広域避難勉強会 (大阪府・堺市)を実施。 一部市では避難勧告等の判断・ 伝達マニュアルで設定。
ı	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【タイムラインの作成】 ・地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	一部市において、マイタイムラインの 作成を推進	高潮災害に係る広域避難勉強会 (大阪府・堺市)を実施。
ı	【コミュニティ】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	一部市において、マイタイムラインの 作成を推進	高潮災害に係る広域避難勉強会 (大阪府・堺市)を実施。
	水害危険性の周知促進	【水位周知河川拡大の検討、浸水想定】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成。	神崎川水系、寝屋川、古川、第 二寝屋川、平野川、平野川分水 路、城北川の想定最大浸水区域 図を作成・公表済み。	二寝屋川、平野川、平野川分水
ı		【水位周知下水道の指定】 ・梅田地区の地下街で水位周知下水道を検討する。 ・大阪府水防計画への反映について検討する。	水位計の設置完了。水位情報の 提供ルールについて、関係者間で 調整を実施。	現在、水位計の設置工事中。
	高潮災害の危険性の周知	【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模の高潮浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位の設定等を行う。	域図を公表、高潮特別警戒 水位を設定し水防計画に位 置付け運用を開始。流域市で	想定最大規模の浸水想定区 域図を作成済み、区域指定に 向けた関係機関調整及び高 潮氾濫危険水位の設定検討 を実施中。
	ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害 情報の充実と整理	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川の拡大・防災情報メールの情報提供内容の充実・スマートフォン版のサイト作成(洪水情報) ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化(水防災情報システムの更新)・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台)・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)に反映	「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う、防災気象情	務に着手中。 「避難勧告等に関するガイドラ

本的な取組の柱			
事 項 具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
防災施設の機能に関する情報提供の充実		について、 <b>HP</b> や見学会・マスコ ミの取材対応等で周知。 寝屋川流域では、治水対策	池の効果を住民に周知する簡
隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	絡体制等について検討・調整を行う。	水・津波時に協定締結済み。	水・津波時に協定締結済み。 大阪府では広域避難検討ワー
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(水害、高潮災害)	・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	該当施設について、地域防災計画に規定済み。作成例を示すなど、順次計画策定を要請し、作成を進めている。	計画に規定済み。
②平時からの住民等への周知・教	   育・訓練に関する事項		
浸水想定区域の早期指定、浸水 想定区域図の作成・公表等(洪 水)	【浸水想定及び河川水位の情報提供】 ・2020年度までに想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。	寝屋川、古川、第二寝屋川、 平野川、平野川分水路、城 北川、神崎川の浸水想定区 域図を公表済。	寝屋川、古川、第二寝屋川、 平野川、平野川分水路、城 北川、神崎川の浸水想定区 域図を公表済。
浸水想定区域の早期指定、浸水 想定区域図の作成・公表等(高 潮)			大阪湾域の想定最大規模の 浸水想定区域図を作成済 み、区域指定に向けた関係機 関調整中。

具体的な取組の柱			
事 項 具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
浸水想定区域の早期指定、浸水 想定区域図の作成・公表等(下 水道)	・2020年度を目標に梅田地区の地下街の水位周知下水道を指定した場合は、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う	浸水想定区域の指定については、現在検討中。 水位計の設置完了。水位情報の提供ルールについて、関係者間で調整を実施。	周知下水道の検討のため、現在、水位計の設置工事中。
水害ハザードマップの作成、周知、 活用 ハザードマップポータルサイトにおける 水害リスク情報の充実	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。	神崎川筋で想定最大規模の浸水想定区域図公表済、流域市の ハザードマップ作成済。	野川、平野川分水路、城北川、 神崎川で想定最大規模の浸水
	【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定等に基づく水害ハザードマップ等を作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップ等の作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。	込版を配布·HP公開済。	令和2年度台風期までを 目標に大阪湾域の浸水想 定区域図の公表、指定を行う。 改訂後に国ハザードマップ ポータルサイトに随時反映。
	【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において、内水を含め想定される水害とその影響等について分析・検討し、水害ハザードマップへの表示方法について検討を実施。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施	整理された後ハザードマップへ 反映予定	水位周知下水道の検討のため、現在、水位計の設置工事中。 改訂後に国ハザードマップポータルサイトに随時反映。
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。	やハザードマップ・地域防災計	の台風の記録等をパネル展示
水害の記録の整理	・過去の水害の記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表	の台風の記録等をパネル展示やハザードマップ・地域防災計	
災害リスクの現地表示	まるごとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	海抜表示板やまるまちHMを設置。 一部市では指定避難所等の 看板に想定浸水深を表示済。	海抜表示板やまるまちHMを設置。 一部市では指定避難所等の 看板に想定浸水深を表示予 定。

具体的な取組の柱		33 中国(天心する共体的な双祖(R3十反以前)以 <i>)</i>		
1	事 項			
ı	具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育を充実させる。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施	施設見学会・避難訓練等を実施。 2020年度はコロナ禍のため中止となったものや、eラーニングを活用した例もある。	児童・生徒対象の防災講座・ 施設見学会・避難訓練等を 実施。
	共助の仕組みの強化地域防災力の向上のための人材育成	MANAGE OF METHOD CONTINUES		知を送付。
	住民一人一人の避難計画・情報 マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有	各市でマイタイムラインの作成 要領の掲載、雛型の作成等を 実施。	
ı	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計の設置について、その位置の検討や調整を 行い、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。	域、寝屋川、古川、第二寝屋 川、平野川、平野川分水路に 水位計、カメラ設置済。	
	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	マイタイムラインでの啓発や、帰宅困難時の臨時避難所の設	マイタイムラインでの啓発や、帰

	k的な取組の柱			
	事 項 具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
(2	)被害軽減の取組			
(	①水防体制の強化に関する事項			
ı	重要水防箇所の確認及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新に伴う重要水防箇所の見直し ・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施 ・港湾管理者等と水防管理者による海岸巡視点検の実施		港湾管理者、河川管理者および水防管理者による巡視点検 を実施。
	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	・水防団の募集、自主防災組織、企業参画などを促すための具体的な広報について検討、実施	誌や防災関連イベント、津波・高 潮ステーション等において、水防団	ション等において、水防団の活動の 紹介、水防団・水防協力団体募
	水防訓練の充実避難訓練への地域住民の参加促進	・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施	水防団等関係機関と連携した	国、府、市、水防事務組合、 水防団等関係機関と連携した 水防訓練や住民参加の震災 訓練を実施。
	水防関係者間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の 連携を図る。	び水防団と連携した訓練を実施。	国・府・市・水防事務組合及 び水防団と連携した訓練を実施。 大和川右岸水防事務組合と 八尾市とで相互応援協定の 締結。
(	- ②多様な主体による被害軽減対策	・ 策に関する事項		7**************************************
		協議会の場等において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討する。	の確保。 一部市では市立病院や医療関係 室と連絡体制を構築済。 大阪市では要配慮者利用施設や 地下街管理者への防災情報メー	の確保。
	市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	協議会の場等において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者に対し、耐水化や非常電源等の整備を施設管理者に働きかける。	済。発電機を福祉避難所に配 備。	等において非常用発電設備を

	」な取組の柱						
事	具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末			
)	)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組						
氾〗	3艦水の排水、浸水被害軽減に関する取組						
	F水施設、排水資機材の運用方 〒の改善 ■の改善 ■ ・	・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	水害対策検討会において、洪水・	大阪市域では、大阪大規模水害対策検討会において、 高潮による排水検討を実施中市域では浸水継続時間の中。			
浸	・水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町村が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	野川、平野川分水路、城北川、	寝屋川、古川、第二寝屋川 野川、平野川分水路、城は神崎川で想定最大規模の 想定図公表済。 2019年度までに浸水被害 地区の指定はなし。			
济	は域全体での取組み	・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進	き、雨水流出抑制施設を設	既存ストックの活用ととも 発事業においても条例に き、雨水流出抑制施設で 置。ため池による治水活 実施。			
) }	可川管理施設の整備等に関する	- 3事項					
河	管理施設の整備等に関する	事項					
	と防等河川管理施設の整備(洪 水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画、中期計画に基づき、順次河川整備を推進する。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川施設の維持管理状況(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)について、必要に応じ協議会で共有する。	坑)事業等、順次河川整備を実施。また、河川特性マップ(寝屋 川流域)や河川施設の維持管	寝屋川北部地下河川(城坑)事業等、順次河川整施。また、河川特性マップ(川流域)や河川施設の維理状況を協議会で情報共産			
多対流土避	は川と支川の合流部等の対策を数の家屋や重要施設等の保全対策 対策 記木や土砂の影響への対策 に砂・洪水氾濫への対策 対難路、避難場所の安全対策の 強化	【2018年の緊急点検 河川砂防】 ・堤防強化対策等を整備(神崎川) ・樹木、堆積土砂等の撤去(全地域 44河川)		神崎川にて堤防強化対策 補修)を順次実施。 平野川分水路(南新喜島 流〜天王田橋上流)で堆 砂撤去工事を実施。			
は	・壊までの時間を少しでも引き延ず 堤防構造の工夫(危機管理 型ハード対策)	・現行整備内容(余裕高部、パラペット、天端部の補強等)の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討	高潮潮位、堤防高)及び南海ト	西大阪地域の高潮対策( 高潮潮位、堤防高)及び ラフ巨大地震対策の現行整容をホームページに掲載。			
<u></u>	重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援	て、水害時におけるBCPを作	吹田市では下水道管理者 て、水害時におけるBCP 成。			
	ド門・鉄扉等の施設の確実な運用 本制の確保	・計画等に基づき、樋門、水門、排水機場、防潮施設等の改修等を順次実施し、重要インフラの機能確保を行う。 ・水門等の運用体制を確保済み。必要に応じて現行体制の課題を抽出し、体制の見直しを行う。	門施設、防潮扉の更新工事を	門施設、防潮扉の更新 順次実施。			
	 ]川管理の高度化の検討		ドローン活用について研修を実	ドローン活用について研修			

具体	的な取組の柱			
pilite	事 項 具体的な取組	主な取組内容	これまでの 進捗状況 (令和2年度末)	これまでの 進捗状況 (令和元年度末)
(5)	- 減災・防災に関する国の支援			
à	成災・防災に関する国の支援 水防災社会再構築に係る地方公 共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知	進事業にてハザードマップ作成	防災・安全交付金の効果促 進事業にてハザードマップ作成 等可能
ı	適切な土地利用の促進	<ul><li>・リスク表示図の公表を実施。</li><li>・関係機関(市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など)への水害リスクの周知</li><li>・開発申請者などへのリスクの周知</li></ul>	は申請時等、また、宅地防災研修会や農業委員会、水害ハザー	不動産関係事業・開発関係業者は申請時等、また、宅地防災研修会や農業委員会等にてリスク周知を実施。
	災害時及び災害復旧に対する支 援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。	を実施	都市整備推進センターと共催 で、災害復旧・査定研修を実 施。
	災害情報の地方公共団体との共 有体制強化	統合災害情報システム( <b>Dimaps</b> )の利用促進に向けた国との調整。	(Dimaps)掲載情報更新に向け、国からの依頼に基づき、国ハ	総合災害情報システム ( <b>Dimaps</b> )掲載情報更新に向け、国からの依頼に基づき、国ハ ザードマップポータルサイトへデータ 提供。

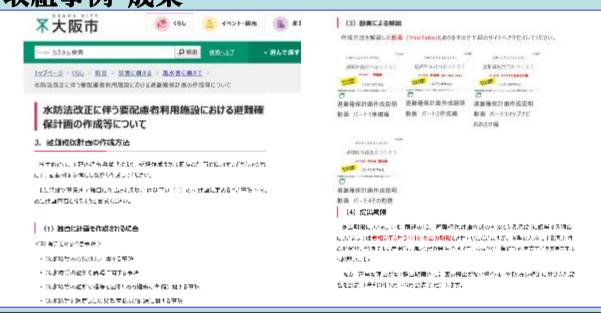
# 令和2年度の活動報告 【大阪市】

## ■要配慮者利用施設における避難計画の作成等【避難確保計画の策定】

活動報告

- 避難確保計画の作成提出施設数の向上に向け、専任職員を雇用し、未提出施設に対し、個別相談や助言・督促を電話で直接行い、且つ、市HPにおいて、計画作成方法の支援ツールとして、ひな形等を掲載の上、作成方法の解説動画も公開する。
- 未提出施設は施設名の公表を行う旨の「通告書」を送付し、期限内にすべての対象施設から計画を受理。

## ■ 取組事例・成果



p 大阪市域内の全対象施設(4,555施設)に 対する作成済み施設数

R2年3月末 798施設(約18%)

R3年3月末 4,025施設(100%)

(廃止等 530施設を除外)

【参考】

全国 約5万5千施設/全約8万9千施設 (約62% R2年10月末)

活動の効果 ならびに

今後の課題

## 【効果】

| 未提出施設毎に個別アプローチを行い、計画作成の意図と作成方法を理解していただくことで、提出数の | 向上につながった。

### 【課題】

本市においては、要配慮者利用施設の数が多く、その開廃も頻繁にあることから、避難確保計画の作成・提出が必要となる施設の指定更新を定期的に行っていく必要がある。

# 令和2年度の主な防災・減災に関する取り組み ~豊中市~

1. 洪水又は高潮時における指定緊急避難場所(洪水・高潮避難ビル)としての 使用に関する協定の締結

### 【協定概要】

アンダーツリー株式会社及び株式会社アンダーウッドの所有する建物を洪水災害等が発生し又は発生するおそれがあるときに、指定緊急避難場所として地域住民等が使用できるよう依頼するもの ⇒「洪水・高潮避難ビル」として指定

### 【協定の相手方】

(1) アンダーツリー株式会社(2) 株式会社アンダーウッド

### 【使用できる店舗】

①キコーナタウン豊中北店、②キコーナ豊中南店、③キコーナ上津島店、④キコーナ豊中インター店 【その他】

同社との協定の締結は、府内自治体では大阪市に続いて2番目となります。

## 2. 「災害対応マニュアル」の策定

### 【位置づけ】

最新の地域防災計画等を踏まえ、地震災害発生時に各部班で実施する応急対策業務を明確にするとともに関連部局等との連携強化を図るため、応急対策業務の実施手順や関連部局、着手時期などについて整理・更新を図るものである。

### 【構成】

地域防災計画における災害対策本部の各部班ごとの担当する地域防災計画の項目を基本に業務を区分し、業務名、業務項目等、実施時期、実施手順、関連部局などを記載した個票を基本とする。

(別冊) 各課マニュアル

(別冊)業務継続計画(BCP)

災害対応マニュアル

共通編

② 職員マニュアル編

③ 初動マニュアル (地震災害編)